



近世農村社会における農民の身分関係とその経済生活：農村資料を基礎として（第一）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道学芸大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 石沢, 澈 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000319

近世農村社会における農民の身分関係と その経済生活

— 農村資料を基礎として（第一） —

石 沢 激

旭川分校史学研究室

Tôru ISHIZAWA : Socio-Economic Status of Peasants in
Agrarian Communities in the Early Modern Age of Japan
— from 1660 to 1870 —

目 次

序	三、「村方質入証文」の研究
一、農民の身分関係	四、講についての研究
二、村民の経済生活	

序

本論文は近江国甲賀郡甲南町大字市原（旧市原村）の資料を基礎にして、近世農村における農民の身分関係とその経済生活を明かにしようとしたものである。

一、農民の身分関係

市原村に現存する人別御改帳や検地帳の示す限りでは、資料にあまり古い所がないためと云う関係もあつてか、かつて大地主、即ち農奴主的地主と云つたようなものが存在したらしい記録が全然ない。従つてその領主的地主に附随する譜第とか名子・地子・作人と云つたようなものも存在しない。皆、小さい地主であるが、その各家（四十六軒）の土地所有量については人別御改帳の研究によつて知ることが出来る。

然しながら中世に於て、土豪的領主と云うか、地頭級のもものが全く存在しなかつたとは断言出来ない。実地調査によれば、旧市原村見取図にも記されている、城ヶ坂或は城畑等の地名があり、郷蔵や屋敷の附近を本城と云つているし、馬場先なる地名も残っている。明かに中世には本城があり、甲賀各地にみられる甲賀武士程度の勢力家であろうと思うが、室町時代に甲賀武士がこゝに居城した事実がないので、更に古い時代、即ち、南北朝時代頃の古城のあつた所であろうと推定される。南山巡狩録に市原城があつたことが記されており、北軍（佐々木方）の佐々木高秀の手の者が守備していた。その市原城を仁木三郎義住は石堂刑部卿をはじめ、伊賀の名張の勢をもつて共に攻めたが、仁木三郎義住は敗れて北軍に属したとある。されば地名に城ノ下、城ノ坂等の名のあるは市原城のありしを示すもので、その聚落の形態よりみても、豪族屋敷村として発達したものであらうと考えられる。然るに室町時代以降には全くかかる豪族の在村した形跡も言い伝えもない。

資料 南山巡狩録 卷十一（史籍集覽卷四）

「石部刑部頼房は、仁木三郎義住を大将として、伊賀伊勢の兵を起し、二千余騎近江国に打越、甲賀郡葛木山に陣をとる。かゝりしかば佐々木大夫判官入道崇永、舎第山内判官国中の勢を集め飯盛か岡に陣をはり数日をぞ過しける。（太平記）廿八日（九月廿八日）仁木三郎義住は佐々木高秀が手の者の守り居りたる市原の城を攻へしと石堂刑部卿をはしめ伊賀の名張か一族かれこれすへて三百余騎兵をすすめてきそひかかる」]

「十月小朔日、佐々木判官入道崇永か討取ける首とも都に登りければ、六条河原に懸けられける、こののち仁木義長か三千余騎と聞えし勢も落失せておつか五百騎はかりに成けるうへたのみきつたる仁木三郎義住は今度市原の軍にうちまけ其降参して足利方へ出たりければ、京方には義長か勢の微なるうちに責落せと佐々木崇永、土岐大膳大夫入道兩人对手を奉り其勢七千余騎伊勢国へ発向す」]

これをみると市原城に佐々木の一族が守備していたことは明らかであるが、室町時代には何らの豪族も居らず、その口伝もない。村落領主的豪族もなく、それに関係した譜第の如きものや名子関係のものさえも存在しない。皆、小地主である。過半はそれで生活が出来ないために他国稼、他所稼をしているもので、他所、他国に奉公しているものや木挽職のものである。かゝる状態は今日でもつゞけられている。

然し身分関係では、村民の中に地下中と平百姓とがあつて、それは土地所有量によるものではなく、我々の知る限りでは祭礼に関しての地下中、平百姓と云う身分を示している。この地下中と平百姓との間には、対立感情があり、庄屋選挙には重要な役目を果している。この地下中より村役人を出しているようであるが、選挙の場合に然らざる結果も起り、田島家文書「村方為治り記録」(天明二寅年市原村惣地下中)によれば、地下中を出でない平百姓の出なる藤介が選挙の結果、庄屋となり、村は地下中田島家を中心とする一派と庄屋藤介派とが長い争を起しているのである。この政治問題については他の機会に譲るが、地下中が庄屋選挙に当り重要な役目を果していた資料を一つ紹介しよう。

資料一 元禄貳年 異見状之事

- 一、去辰ノ年 御公儀様より被為仰付候神祭之儀ニ付、役人年寄五人之衆と平百姓衆と彼是申分ニ罷成候処 我々罷出双方之申分申請候 然上ハ後日ニ双方之申分有之間敷候 少酒代之儀役人年寄衆江我々了見仕申請相済申候。
- 一、孫太夫殿庄屋役目之儀 当年中ハ役目御勤被下候筈ニ頼申候 当暮ニ者地下中参会相談之上入札ニ而持替可上申候。
- 一、肝煎給分是迄之通老人ニ八斗宛似合敷衆見合入札ニて御指可有之候。
- 一、年寄給分是迄之通老人ニ四斗宛似合敷衆見合入札ニ而指為五人と御勤可被成候。
- 一、右之通順路と存知異見仕候 自今以後役人年寄中共ニ御公儀様御用等者不及申如何様之儀出来仕候共、後日ニ無違乱相勤可被申候。為後日依而如件

市原村 惣 左 エ 門 ㊦

同 利 左 エ 門 ㊦

元禄貳年己正月十日

市原村惣中より

この資料によれば、庄屋孫太夫の改選のことは、本年暮に地下中参会で相談して選挙すると云うので、地下中が庄屋改選に重要な役目を果していることがわかる。当村の地下中は、田島、飯田、矢島の三家であるが、系図を残していないのでその出身を明らかにすることが出来ない。然し彼ら

が平百姓と異つた身分的な尊貴のものであると云う意識は、今日でも抱いている。市原村で得られる地下中に関する資料や伝承はこの程度のものであるが、参考までに他の例をみると、山城国上久世荘の一揆では長祿、文明年間に、侍分と地下分（地下人）その他数十名が東寺に押しかけたとあつて、侍分とは身分は異なるが、平百姓よりは重んぜられている身分の百姓のように推察される。大崎、葛西を新たに知行するようになった木村吉晴の浅野長政にあてた書状の「古奉公人地下年寄」と呼んでいるのは、所領を没収せられた葛西、大崎の旧家臣であろうと云われている。然るに、長野県更級村では、村内の同族団の本家筋が村を支配していて、他所から来たものは、隸農状態にをかれ、合地、帳下、または地下、家来などと云われて冷遇されていると云う。石川県鳳至郡住吉村では、地下は、名子、作り子、被官、下作人、厄介、下人、地借、家人とも云われ、地主を親分的にみて、隸従する立場のもののみなされている。古島敏雄氏が、山口藩の慶長十四年の「検地御簡条類」にある、山野の事として、「惣卿地下人等薪馬之草並飼所又は田之柴草其田ひらに相当之儀は、作人進退仕候、其外之儀は諸百姓入あひに自由に可申付候事」とあるを分析して、地下人とは諸百姓と区別された高持百姓、本百姓であると考えられると述べている。（近世日本農業の構造、143頁）若しこの古島氏の見解が成立するものとすれば、市原城廢城となつたときに、市原村を開発した昔からの土着の本百姓であつたであろうと推察されるが、地下人なる用語が地方によつて異つた意味で用いられ、又、当村のそれに関する資料の乏しいために、明確な解釈を下すことは、ここでは差控えたい。

尚、穢多と云われるようなものは、当村には存在していない。今、人別改帳によつて、これらの問題について研究してみよう。

資料二 天明六年二月 人別御改

- 一、惣家数 五十六軒
- 惣人数 合テ 二五三人
- 内 男 一二六人
- 女 一二七人
- 当年八十四才迄
- 一、御朱印者無御座候
- 一、御除地 二反五畝四歩 重禪寺
- 一、御除地 三反五畝四歩 西願寺
- 一、御除地 寺社高五石六斗六升
- 右之通りニ御除地御座候 以上

江州甲賀郡市原町

庄や 小 兵 エ
年寄 宇 右 エ 門 ㊦

天明六年 午二月日

資料三 天明八年戊申正月日

家数人別並高訳帳

松平幸三郎殿知行所
甲賀郡市原村

- 一、家 数 〆 五十三軒
- 一、寺 浄土宗西願寺僧 二人御座候
- 一、惣人数 〆 二四一人

近世農村社会における農民の身分関係とその経済生活

内 男 一一九人
 内 六十才以上十七人
 十五才已下三十五人
女 一二二人

一、水口宿高札場迄 道法り 二里二町

一、高二二九石二斗一升三合

 内 六斗三升 小物成 高ニ入

内

二斗壹升三合 永荒ニ引
壹斗 郷蔵屋敷ニ引
壹斗 庄屋庭ニ引
四斗壹升五合 池溝手ニ引
二斗 神田ニ引

 〆 壹石二升八合

残り高 二二八石一斗八升五合

但し 大工高大鋸高穢多高無御座候
 旱損場

字 宮ざ前

一、中田二反四畝歩 高二石六斗四升

 (以下省略)

高 七口 〆 三七石三斗九升九合

 水損場

字 落合

一、下田 拾五反三畝歩 高拾五石三斗

 (以下省略)

高 九口 〆 五八石五升壹合

 右之通に御座候 以上

市原村 庄や 徳 兵 エ
 年寄 嘉 兵 エ
 〃 喜 太 郎

大津 御役所 様

(註 これによると十五才以上、六十才未満の男子は六十七人であることがわかる。旱損場、水損場をあげているのをみると、田地の干害、水害の調査のための報告書であると考えられる。)

資料四 寛政四年二月 人別御改

一、惣家数 合 五十四軒

一、惣人数 合 二三二人

 内 男 一二一人

 女 一一一人

 当年七十五才迄

一、御朱印者無御座候

一、御除地 二反九畝四歩 重禪寺

石 沢 激

- 一、御除地 三反九畝四歩 西願寺
- 一、御除地 寺社高 五石六斗六升
- 右之通 御除地御座候 以上

江州甲賀郡市原村

年寄	長	兵	工	⑩
同役	徳	兵	工	⑩
庄や	治	郎	助	⑩

寛政四壬子年二月日

松平幸三郎様 御内

中村 沢蔵 殿

資料五 嘉永三年六月

松平秀之丞殿 知行所

近江国甲賀郡 市原村

但し水口宿迄道法 壹里半

- 一、御高 二三四石八斗七升三合
- 五石五斗六升 御除地
- 内 壹石二升八合 諸引高
- 残而 二二八石壹斗八升五合
- 一、家数 四拾四軒
- 一、人別 二四七人
- 内 女 一二人
- 三人 村役
- 六十人 (六十才以上、十五才以下のもの)
- 五人 病身もの
- 四十五人 他国他所へ奉公のもの
- 〽 二三四人
- 残り 拾三人
- 牛 八疋
- 右之通相違無御座候 以上
- 嘉永三戊六月十八日

右村	庄や	安	兵	エ
年寄	弥			助

この資料によれば、老人、女、子供、他国他所奉公のものを除くと、村内在住者で諸役を引請けて働けるものは僅かに十三人であると言う事になる。尚、四十四軒で牛八疋は、貧農村たるを示している。これらの資料の外に嘉永三年九月の「村高家数人別其外書上帳」天保年間の「村高人別家数書上帳」「慶応二年二月日の「近江国甲賀郡市原村高帳」があるがその内容は大同小異である。外に嘉永四亥年七月「琉球人参府ニ付 村高書上帳」があるが、これは琉球人参府に当つて、沿道の諸村に割当を出させる為の調査であり、慶応二寅二月吉日の「日光御法会村高書上帳」は、日光の御法会について、その割合を各村で負担せねばならぬための各村の負担能力の調査であるが、内容は先のものとほぼ同じである。村高明細帳は、お上の調査目的(お尋ねの目的)によつて多少記載項目が異つている。先の資料三と資料五は助郷賦課のための調書であると推定される。日光社参や

近世農村社会における農民の身分関係とその経済生活

琉球人参府の場合の調書や、領主又は代官或は代役人の廻村（巡視）の場合の調書や、村民の職業状況の調書のようなものもある。

資料六 年次不明 宗門人別帳之内

農業不仕者

他国奉公仕候者 〆 十六人

(各人の名記載あるも省略)

木挽職渡世之者 〆 二十一人

他所稼 日雇渡世之者 〆 十一人

長病相煩居候者 〆 三人

この資料は嘉永前後のものと推定されるが、村の職業状況の調査である。農業不仕者が五十一人もあり、その家族を合せると過半は他国、他所稼で生活していると云える。

資料七 慶応四年辰三月吉日

人口家数高銘々所持改帳

桜井鏗之助殿 知行所

甲賀郡市原村

一、高 拾石三斗六升九合六勺

三十八才 安兵エ

二十五才 妻かめ

五才 倅平蔵

三才 娘この

七十四才 母この

〆 五人 内男二人

女三人

(以下略)

この調書は領主代替りに提出される調書と推定されるが、人口、家数、高について記載されている。この調書には各家の高と家族の年齢が記載されている。今これを高によつて類別してみると

11石～ 10石	4 軒
10 ～ 9	1
9 ～ 8	1
8 ～ 7	4
7 ～ 6	6
6 ～ 5	6
5 ～ 4	3
4 ～ 3	6
3 ～ 2	7
2 ～ 1	3
1 ～ 0	5

46軒

これを中田とみて、一反一石であるから、半数は五反百姓以下である。最高のものでも一町強にすぎない。それ故に、百姓のみでは多くの村民は生活出来ず、他国稼、他所稼又は木挽をやつて生活しているのである。この状態はこゝで問題としている時代のみの現象ではなく、今日でも同じこ

とである。

村民中の極貧のものに対しては、領主から救済米や救済金が与えられている。資料八と九はそれを示している。

資料八 寛政五年丑十二月日

寛政五年丑十二月日

村方極貧之者に御殿様より御用捨米被下置候 写

此度郷中極貧之者に御米拾俵 被置下猶又糺明可申上候様被仰付則村々限り難有実に感激仕候。殿様に厚く御礼被仰上可被成下候。御請為御礼可申上如此御座候。 己上

市原村 庄屋 治 郎 助
 年寄 長 兵 五
 組頭 治 兵 五
 ” 伊 右 五 門
 ” 以下 九 人

木 内 多 中 様

小津原滝右五門 様

極貧	五四才	長 治 郎	(五人家族)	二斗五升
”	四九才	彦 四 郎	(四人家族)	二斗一升
”	四五才	彦右五門	(二人家族)	一斗一升
”	四六才	重 兵 五	(家族二人)	一斗一升
”	四一才	と み	(家族二人)	一斗
”	四二才	は る	(家族二人)	一斗
寡	四十才	よ ね	(家族一人)	六升
極貧		藤 兵 五	(家族五人)	一斗
”		九 兵 五	(家族五人)	一斗

〆 宍石壹斗四升

右は郷蔵御収米之内より相渡し可申候 己上

市原村 組頭代 治 郎 助
 百姓代 嘉 兵 五
 年 寄 長 兵 五

寛政五年丑十二月日

寺庄村 四 郎 介 殿

九 郎 介 殿

右之文面に而式通差出し為後日写し置可申候。

この資料では極貧の者等に領主より米十俵を下され村役人はそれを御請して、極貧者各自に分け与えた明細書である。十俵の中で宍石壹斗四升だけを与えているが残りはどうのように分配したかは不明である。尤も領主桜井は四カ村を領しているの、四カ村分として十俵を下されたものでもあろうか。

資料九 寛政七年卯ノ極月日

村方極貧之者江殿様より金子被下置候写。

此度当村極貧之者共へ金三百疋被下置難在仕合奉存候、則右之金子困窮之者共江配当仕候 右御請之儀可然様御被成奉願上候 以上

市原村 庄屋 治 郎 助
 年寄 嘉 兵 五
 " 治 郎 兵 五

長 治 郎 米 一斗
 藤 兵 五 " 一斗
 又右エ門 " 一斗
 九 兵 五 " 一斗
 彦 四 郎 " 七升
 と ね " 三升
 は る " 三升
 と め " 五升

村民の移動の場合

村民か他村へ転住したり、嫁入りしたり、養子になつてゆく場合、或は他村より嫁入りする場合、又は、他村で湯屋を経営しようとする場合には、一札を入れ許可を得るか、届出をしなければならぬ。即ち、送り証文、寺請証文がそれである。村民が他国へ旅行したり、又は他国の者が村に出入りしたりするためには往来手形が出される。村民は又、屢々、他郷から往来手形を所持して送り届けられたる病人を帰郷途次の他郷へ送り届けてやらねばならぬこともあつた。今日で云う出生届や死亡届のような性質のものはないが、宗門人別改帳に、その取調毎にその事が明記されたものと思われる。幕末に近づくにつれて、村民で農業をやめて町へ出るもの、田地、屋敷を売渡して町へ出るものが増加し、湯屋業をやるとか他職につくものがましている。以上の例について二・三をあげてみると、天保十一年十一月、藤兵五倅藤助（四十五才）妻（四十三才）ちかが勢州一志郡津領分榑原村へ引越し、湯元商売をすと云うので、「送り手形之事」の一札がある。これに対して榑原村庄屋樋口孫太郎から当兩人ら引越し温泉元商売をしたので御籍帳面より除かれたしと云う申送り状がある。村から他国稼に出るもので、かかる商売や奉公に出るものが多い。その場合、必ずしも貧窮の末であるとは云えぬものがある。諸税負担の多い農業よりも、もつと有利な商売に転換したものが相当にあると考えてよい。この事は、今日の現状から考えても云える事である。又、天保十二年四月廿六日の「往来手形之事」なる一札は、三十五才の儀右エ門が、病氣療養のために入湯に行くので、御番所、御関所御通し下され度と云う一札である。

資料十 「往来手形之事」（文化十五年正月）

一、此浄円と申道心生国江州甲賀郡杣庄市原村出生ニ而当寅七十六才ニ被成候。御地頭者松平玄蕃様御知行所宗旨者代々浄土宗ニ而、愚寺檀中ニ紛無御座候。然ル所今般為菩提四国順拜ニ被出候間、諸国御関所無相違御通可被申候。若又行先ニ而及暮候ハ、一夜止宿被仰付可被下候。万一病氣ニ而命終仕候得ハ其処ニテ御取置可被下候。尤此方へ御届ケ及不申候為後日之往来手形仍而如件。

文化十三年寅年正月廿二日

江州甲賀町杣庄市原村
 西 願 寺
 同国 同所 村役人
 藤 兵 五

諸国御関所御役人中様
 宿々村々 御役人衆中

(註 西願寺住僧浄円が七十六才で四国巡礼にゆくについての往来手形である。)

資料十一 「村送り手形之事」(文政二年二月)

一、松平玄蕃様御知行所杣市原村 儀兵エ姉つな申女当卯之五十六才ニ被成候 宗旨者代々浄土宗ニテ則同村西願寺旦那ニ紛無御座候、其御村作右エ門殿方江先達而致縁付居候 然ル処、今般病氣ニ而命終仕候ニ付、村送り之儀被仰聞承知仕候。是迄ニ可差遣之処彼是及延引候。

右つな儀ニ付此方帳面相除候間其御村之御作法ニ御取置可被下候。尤於此方少茂構無御座寺印添遣申候。万一外より違乱ケ間敷儀申者御座候ハ、拙者共何方迄も被出急度埒明申可申候為後証村送り仍而如件

文政二年卯二月日

杣市原村 庄屋 藤 兵 五
年 寄 藤 二 郎
同村方 儀 兵 五
菩提所 西 願 寺

吉永村御役人衆中

(註 これは市原村の儀兵エの姉つなが、吉永村の作右エ門に縁つき、五十六才で死去せるが、村送り手形を今まで持参せずに嫁入りしていたのを、死去してから、「村送り手形」を出しているのである。)

資料十二 「送り一札」(文政十二年八月)

江州甲賀郡市原村浄土宗西願寺旦那久兵エ倅伝兵エ事貳拾才 右之者今度其郷地綿屋平兵エ殿縁付ニ参り候ニ付、村方宗門帳相除之可申候 其郷元様御帳面ニ御請入可申成候、尤此者に付故障申出候者在之候ハ村方ニ被在候内之事ニ御座候ハ此方引請其埒可致候 其郷様へ少しも御苦勞懸申間敷候 依而送り状如件

松平幾太郎殿知行所

年寄 長 兵 五 ⑩
庄屋 治 郎 右 五 門 ⑩

文政十二年丑八月日

加藤佐土守様 御領分

江州水口宿仲町

年 行 司 係 様

(註 この資料は 伝兵エ(二十才)が近村水口宿の綿屋に養子になつてゆくについての送り状である。恐らくその綿屋平兵エなるものの店に奉公していたのもあろうか。)

資料十三 「往来手形之事」

一、松平大膳様御知行所江州甲賀郡市原村百姓当年三十五才儀右エ門と申者、宗旨者代々浄土宗旨ニテ西願寺旦那ニ紛無御座候、右之者此度病氣ニ付、入湯ニ罷越候間、御番所、御関所御通し被下候、猶又病氣之節は其御村方御役人中様御役写之段宜敷願上候、若又及暮候ハ、一夜之止宿御世話可被成下、万万一病死仕候ハ、其処之御作法ニ取行付可被成下尤此方へ御沙汰之儀は御勝手ニ可成下候、為後日往来手形仍而如件

御知行所

江州甲賀郡市原村

庄屋 治 兵 五
年寄 角 兵 五

天保十二年丑四月廿六日

御関所御番所

村々御役人中様

この資料は儀右エ門なるものが病氣療養のため温泉療養せんとするに当つての、旅行のための「往来手形」であるが、尚、珍しい旅人送り状がある。今その資料の要旨のみを記すにとどめる。播州明石郡清水新田村で病気でくるしんでいる旅人が路傍にいたので、村人がたずねた所が、近江国水野監物殿御知行所甲賀郡上野村の清八（年二十七才）なるもので、四国順拝の帰国の途に、これまで来て足病が出てきて難儀していると云うので、村方に引渡し、養生させたところ、食事もすすみ快方に向つてきた。それで本人より足病で歩行難儀であるから慈悲によつて村継送りしてくれとの申出なので、往来手形を持せ病人願の通りに甲賀郡油日上野村まで送り届けるよとの仰せ付けであるから、よろしく上野村まで送り継いで下さると、清水新田村庄屋嘉平次よりの往来手形で、特に袖中村より深川へと記してある。袖中村が村継をやり深川へ村継をしているのである。

外にも二・三同様のものがある。嘉永五年三月のお触書写控には、和泉守様百姓勢州加太宿清右エ門の妻はなが四国順拝で、足痛のため牛飼村役人より送りとりけられたる五年五月十八日付のものがあり、又、甲賀郡高野村彦兵エ妻志な兩人四国順拝に、妻志なが病気のため、嘉永五年子六月共六日高野村までの村送りの「送り状一札の事」と云う資料もみられる。

資料十四 奉願口上書

一、当村惣兵エ義、三年前相果候処、困窮之百姓ニ候得は、家敷立行兼候ニ付、伴共兄午之助義一家佐兵エ引請ケ弟惣七妹さん義者他領一家に子に遣し只今暫之間村役等迄も断り申置右午之助義佐兵エ伴と仕、累々致世話奉公為致、其上右惣兵エ後免相立候様ニ致度一家中相談仕候処、其後ニ至り我侭之勝手ヲ働キ奉公も難相勤り候ニ付一家共寄合段々異見ヲ加江候得共承知不致親々江は元より先祖に対し大不幸之者と奉存 此上之義者右躰之午之助義ニ候得者幾重ニも不賓ニハ存候へ共 一家者元より御村方迄も御難相懸り候様之御事も在之候而者其節一家中共ニ相立申間敷義と乍愚案奉存候ニ付、乍恐右午之助義御帳面御除キ被為下候様ニ口上書を以右之段奉願上候 以上

市原村願主	佐	兵	エ
	同	藤	治
	同	嘉	平
	同	小	兵
			エ

安永貳年己七月日

御 役 人 衆 中

この資料は惣兵エが死去して、一家は生活に窮し、子供を他にやり、世話をしてもらつたが、兄の午之助は佐兵エの伴となつて世話をうけているのに、我侭勝手に奉公も出来ない状態であるので佐兵エの籍より除籍してくれるようにと云う願書である。午之助を先祖及び親々への大不孝者として除籍しようとするのである。

二、村民の経済生活

農民の経済生活は貨幣経済の浸透と共に困難を来してくる。東海道宿駅に近いこの村では、村民の過半数が他所稼、他国稼に出ているが、交通のはげしい東海道宿駅に近い村としては、諸税負担の重い農業本位の生活よりも、もつと有利な生活、商工業や交通関係業或はそれらの職業の奉公人となると云う生活の途が見出されたからであると考えられる。やはり貨幣経済、商品経済の発達による影響と云うべきであろう。また東海道宿に近い村として、賭博が流行し、屢々領主から注意されているのも、ある意味では貨幣経済発達の影響と云えるであろう。

村民の経済生活を、直接残された資料を通して知らんとするには、「村方質入証文」を研究する

のが便宜である。村民の金融生活は、まず頼母子講によつて融通される。その担保には、彼らの土地田畑があてがわれる。頼母子は年貢完納のための準備として、米でかけたり、銀錢で掛けたりしている。頼母子には各種があり、その目的によつて異り、規模に於ても、自村のみでなく、他村の頼母子までも利用され、他村のものも参加するのがある。土地売買が厳禁されていたので、初めの間は売買の証文はみられないが、貨幣経済の発達次第にこの頼母子のみでは金融に困り、個人借金から田畑を質物として金を借りるものが出てくる。頼母子は年八朱か一割の利息であるが、この個人的なものの融通は、月に一割か八朱位で、農民にとっては高率すぎるので、田畑を手離さねばならぬものも出てくる。次第に商人の金貸が多くみられるようになってくる。飴屋、米屋、大工等の金貸が出てくる。かゝる場合に、その担保には、自己の土地が宛てられる。年代の下るにつれて、売買の出来ない筈の土地を売つて金を融通されるに至つてゐる。勿論ある期間の間だけ売渡すと云う方法もあつたようである。時代の下るにつれて、売渡証文が増してきている。その行きつく所は、農民の困窮者は、町へ出、他職に従事しなければ生活が出来なくなつてくる。村民の過半数が他国稼、他所稼であるとするのもそのためであると考えられる。一般にかかる現象を農民の階級分化と云つてゐるようであるが、残念ながら当村では階級分化による大地主の発生をみていない。最高が高十一石で四軒ほどあることは先に資料によつて示した通りである。だから当村の場合から考えると、貨幣経済の浸透は、農民から田畑を手離さしめた結果にはなつてゐるが、農民生活から離脱した者が皆生活に窮して、田畑を手離したと考えるのは幼稚な考である。近江商人の発祥地に近いこの村民が重税に苦しむ農民生活よりも、商工業や交通関係業或はその奉公人となることによつて、よりよい収入のある楽な生活を見出し、田畑を売却し、それを資本として転職し、家と僅かの田畑を村内に残して家族の一部を故郷にとどめて、他所稼、他国稼するものが非常に多く発生したと云う事は、今日の村の状態から推察される所である。それ故に、田畑質入証文や売買証文に年貢納入に差詰りと云う極り文句が記されているところから、幼稚な判断を下して直ちに農民の階級分化云々を論ずるのは早計である。一般には貨幣経済の発展より土地の兼併が起り、経済的階級分化が激化し、富有者の土地支配に進展するとされるのであるが、市原村自体としてはかかる顕著な傾向はみられない。土地兼併が行われたとしても、最高が高十一石であり、高一斗か二斗の村民が必ず困窮しているとは判断出来ない。彼らの主なる働き手が宿駅や都市に出て、より有利な経済生活を営み、家族と家屋敷を村内にとどめてゐる現在の状況と同じであるからである。むしろ、これらの者の方が、村内で農業本位に生活しているものよりも、よい経済生活を営んでいるのである。先の資料にも、六十才以下、十五才以上の活動しうる男子が十六・七名しか在村していないと云うのはそのためである。それ故に、高一・二斗の土地所有者に没落したものが、却つて、よりよい経済生活を営み、成功しているかも知れないと云うことは、実例をも考慮して、相当あつたであろうと推察される。

市原村の農民の農業経営上の苦心としては、用水、溜池、川除、溝浚等の苦心と努力がみられるが、畑作、田作の各種の品種の苦心とか肥料の改善、耕地の整理と云つた多角的経営上の苦心は全くみられない。簡単に云えば有能なものは宿駅や都市に出て他職に従事してしまつてゐるので、農業はうまい働き口を見出し得ぬ無能者か老人、女、子供に委せられていたと云うように判断される。慶応年間には牛八疋（四十六軒の内）だけで、有畜農業と云われる程のものではない。農民生活としては、旱害や水害に見舞われ、凶作に苦しめられるのが、最も生活困難をもたらしている。その旱害取調帳や、農民中の極貧者を調査して、領主から救済米を与えねばならぬ百姓も多く出ていることが知られる。

旱害のため領主より救済米が出されている例を資料によつて明らかにする。

資料十五 当年干焼御用捨米申渡覚

- 一、八夫村願之通 畝引帳面現米百六俵外ニ三拾俵御救都合百三拾六俵也
- 一、市原村願之通 畝引帳面現米三石七斗余外ニ五俵程御救都合拾四俵
- 一、三大寺村願之通 畝引帳面現米貳石壹斗余外ニ貳俵程御救都合七俵也

右三ヶ村都合 百五拾七俵被下置候間難有奉頂戴当御勘定帳面ニテ引取可申候、勿論畝引之儀ハ帳面通割合御救之儀ハ御百姓之内当年干焼ニ付取統難相成者共江夫々見合可為配当候、下地困窮者ハ格別当年干焼ニ付 斃百姓無之様取斗可申候、当年其村々干焼ニ付難治之由速御徳至極不役ニ被為思召多分御救被下置度御趣意 拙者取斗方可在之段被仰付候得共、自分遠益々承知罷在候通 民治郎様御分金子三百兩御臨時ニ相成其上当暮御勝手向御新借ニ相成候外ニ付、不被為御思召無抛御儀ニ候間其旨可奉承知候。

- 一、八夫村用水野州堤洲越近年及破損候由庄屋伊兵エ立秋出府之節修覆願出則願之通被仰付置候 勿論御同給入組村ニ候得ハ、同人存寄ニ相成不申儀相察候得共、等閑ニいたし置候ニより当年干焼多分ニ相成不行届事ニ候 乍併御同給申合為用水一村中打貫井或結梓新ニ造作致し御田地大切ニ保護仕候処干魃所扶助ニ相成候由全庄屋年寄重立候者出精之段 一廉之儀ニ被為思召候。
- 一、市原村当年干魃所用水為手当空地ニ乍小分溜池同様之物新ニ造作いたし、其内御田地養育仕候ニ付多分不及干焼候、殊ニ右溜池様之物自今於相用ハ莫太之規模是全庄屋年寄御用達藤助重立候者 平生心得宜敷出精之段神妙ニ被為思召御公儀之御褒美被置下候間難在可奉存候。

右之条殿様諸事被為御氣附御仁心之御儀以書付申渡候間 何茂容易ニ不相心得厚難有可奉存候、以上
寛政丁巳十月廿日

望月太郎兵エ ㊤
八夫村、三大寺
市原村庄屋年寄中、

この資料は寛政九年の干害に対して、領主より年貢の減免と、干害甚しいために百姓つづげがたくなつた者を救済するために、領主からの救済米の事を領主役所から庄屋たちに伝達しているのである。領主も財政不如意で借金相重なっている時であるから、領主の意を汲み有難く御受けするようにと述べ、更に八夫村では一村で用水のために打貫井や結梓を新に作つて、多水とも干魃防止となつた事は殊勝である。市原村も空地に溜池を新造し干魃に備えたことは神妙の至りであるから御褒美を下された。殿様の御仁心を有難く頂戴するようにと云う地頭役所からの達である。

嘉永六年の旱害も相当にひどかつたことが資料によつて知られる。嘉永六年九月の「早損高反別調帳」には、字赤坂中田三畝拾五歩、五分毛、弥兵エ、等の如くに記載され、最後に損害高を合計して、

- 上田 八町二反六畝二九歩 (一石三斗代)
- 内 三反二畝二五歩 (五分作)
- 〃 五反三畝四歩四厘 (四分作)
- 〃 六反九畝二十歩 (三分作)
- 〃 一町五反三畝十二歩一厘 (二分作)
- 〃 二反七畝五歩 (一分作)
- 〃 四町九反十二歩五厘 (皆無、皆無同様共)
- 右平均して一歩一厘作、
- 中田 二町八反二畝十九歩 但し (一石一斗代)
- 内 七反五畝二四歩五厘 (五分作)
- 〃 三畝二十七歩 (四分作)

石 沢 激

- 内 五反九畝二三歩 (三分作)
 // 一反九畝二五歩五厘 (二分作)
 // 一反七畝十八歩 (一分作)
 // 一町〇反一畝十五歩 (皆無、皆無同様)
 右平均して二反三厘作
 外に四畝六歩 (字鰯口、池共)
- 下田 四町四反二畝一九歩 但し (一石代)
 内 一反九畝二十一歩 (五分作)
 // 七畝七歩 (四分作)
 // 一町〇反二畝二歩 (三分作)
 // 六反三畝二三歩 (二分作)
 // 四反五畝二六歩 (一分作)
 // 二町〇反四畝 (皆無、皆無同様)
 右平均して一分四厘作
- 下々田 七反三畝二七歩 但し (八斗代)
 内 四畝二〇歩八厘 (五分作)
 // 一反〇畝十二歩二厘 (四分作)
 // 三反二畝二一歩 (三分作)
 // 〇反一畝八歩 (二分作)
 // 八畝二四歩 (一分作)
 // 一反六畝一歩 (皆無、皆無同様)
 右平均して二分四厘作
- 四口合 十六町二反六畝四歩
 四畝六歩 (字名、いわし口、池床)
 十三町八反八畝七歩 皆無
- 差引 二町三反三畝二一歩
 右作方 平均して一歩四厘余作
- 一、上 畑 八反八畝二八歩 但し (一石代)
 一、中 畑 一町五反二五歩 但し (八斗代)
 一、下 畑 二反八畝四歩 但し (七斗代)
 一、下々畑 五反八畝歩 但し (五斗代)
 一、屋 敷 一町三反九畝二六歩 但し (一石代)
- 内 壹畝歩御藏屋敷
- 反合 二十町九反一畝二六歩
 御高 二二九石二斗一升三合
 内 六斗三升 小物成高
- 右之通 相調差上申候 何卒御憐愍之程、偏ニ可奉希上候、己上、
 市原村 庄や 弥 助
 年寄 弥 兵 エ
 惣代 喜 右 エ 門

御地頭様 御役所

嘉永六年の旱害は非常なもので、平均して二分四厘作より一歩一厘作であると報告されている。
 外に元治元年九月の旱損高反別調帳があるが省略する。 (未完)